



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



宿泊税に関するお知らせ

～学校関係者の皆様へ～

広島県総務局税務課

宿泊税の概要

広島県では、地域資源の魅力向上や受け入れ環境の充実など、旅行者の満足度や利便性を高めることなどにより、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入します。

概 要

概 要					
課税客体	宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、広島県内に所在する宿泊施設（※）への宿泊行為です。 ※ 宿泊施設とは、広島県内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所及び住宅宿泊事業（民泊）に係る施設をいいます。				
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者				
税率	宿泊者 1 人 1 泊につき、次のとおりです。 <table><tr><td>宿泊料金（税抜き）※</td><td>税率</td></tr><tr><td>6,000円以上</td><td>200円</td></tr></table> ※ 宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた、いわゆる素泊まりの料金をいいます。 ※ 宿泊料金が6,000円未満の場合は、課税されません。	宿泊料金（税抜き）※	税率	6,000円以上	200円
宿泊料金（税抜き）※	税率				
6,000円以上	200円				
課税免除	修学旅行その他学校行事に伴う宿泊については、課税されません。 ※ 課税免除の対象となる者は、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者です。詳細は P 3・4をご確認ください。				
徴収・納入方法	宿泊者（納税義務者）は、宿泊施設に対して宿泊税を支払います。 宿泊事業者（特別徴収義務者）は、宿泊者から徴収した毎月 1 日から末日までの期間に係る宿泊税を、翌月末日までに申告納入します。				
課税開始時期	令和 8 年 4 月 1 日				

● 課税免除の対象者

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者です。

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）とは	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。（大学を除く） ※いわゆる専修学校、専門学校、各種学校等や海外の学校の生徒等は学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。
引率者とは	学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。 ※ 旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。
その他学校行事とは	学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊行為を伴うものをいいます。 ※ スポーツ大会やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象とはなりません。

課税免除の手続きについて

修学旅行その他学校行事に伴う宿泊については、対象となる学校が主催する修学旅行等であり、事前に宿泊施設へ**証明書の提出がある場合は、課税免除**となります。

該当する場合は、お手続きをお願いいたします。

● 課税免除の手続きについて

課税免除を受けるには、学校長等が作成した「修学旅行等であることの証明書」を、宿泊日の前日までに、宿泊施設に提出する必要があります。

※証明書の提出がない場合は、課税免除となりませんのでご注意ください。

※証明書の様式は、広島県ホームページに掲載しております。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-kazeimenjyo.html>



修学旅行等であることの証明書		
出 発 日	年 月 日 から 年 月 日まで	
出 発 地	地 帯	
活 動 の 種 類	☐ 修学旅行 ☐ その他() 学校行事・運動会・ 本学授業時間における学校行事等であると認められるもの、本 学校など、学校又は学事単位として行うもの	
	宿 泊 場 所	所 在 地
疎 視 対 象 の 数	免 除 対 象 の 人	人
備 考		

注 1 学校が主催する修学旅行その他学校行事（以下「修学旅行等」といふ。）に参加する児童・児童生徒又は学生（以下「生徒等」といふ。）及び関係の人員の人数を記載してください。
引当分の金は、生徒等の引当を行う学校の部署等や、心の場などの取り組みとして機能的なケアー介助等が必要とする生徒の方針を行う看護部や保健室等といい、旅行費その他の旅費やカメラマン代等は別項とします。

2 本学年者は、宿泊施設に報告してください。
3 学校長又は校長の名前を入れてください。

上記の宿泊を伴う活動は、広島県宿泊条例第4条第2項に規定する修学旅行等であることを証明します。

年 月 日

所在地

学校名又は施設名

学校長名又は施設長名

志惠張清治城臺(今知六年志惠張清治城臺三十二)

(課税免除)

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者に對しては、徴収額を課さない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第一条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、

二 校長に認可する学校が主催する修学旅行その他の振興の

澎湖縣政府函：澎府發(三)第 100 號，87 年 10 月 1 日。

第三條 余田第三義務二級第一号及び第二号に規定する振替で定める学校行事は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第1号）に基づき文部科学大臣が公布する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は教員が単位として実施されるものとする。



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

お問い合わせ

- 宿泊税の手続に関すること
総務局税務課指導第二グループ
TEL 082-513-2331

- 宿泊税の使途に関すること
商工労働局観光課観光戦略推進グループ
TEL 082-555-2010